

「民度」——和製漢語としての可能性

陳 賛

On *Min-do* (民度): A Case of the Descriptive Study on
Japanese-Chinese Words.

CHEN Yun

The word “Min-do” first appeared in newspapers around 1888, but a clear etymology of the word has never appeared¹⁾. This paper traces back the history of the word’s formation and proposes the possibility that this word is a Japanese-created Chinese word influenced by Western thought. This paper also considers the reception of this word in China and researches its mutual relationship with “kokumin-teido (国民程度)” (the condition of the people) in China during the first two decades of the 20th century.

Key words: Min-do (民度), Meiji (明治), the condition of the people(国民・人民の度), lifestyle, kokumin-teido (国民程度)

1) The description of “Nihon Kokugo Daijiten (日本国語大辞典)” (2nd ed.) is as follows: 「国民、住民の生活の貧富や文明の進歩の程度」

【はじめに】

2011年4月13日付け『朝日新聞』に掲載されている「民度と「官度」」という記事に於いて、「未曾有の東日本大震災にもかかわらず、数多の市民が惨事に耐えながら、未来に向けて肅々と対処する姿は、多くの国々に感動すら与えている。これは、わが国の民度の高さを改めて世界に示すとともに、復興に向けた大いなる希望のあかしともいえるものである。」²⁾とあるように、「民度」は〈その地域に居住する人々の市民社会の成熟度〉のようなものを表す漢字語である。全く同じ使い方が、1995年阪神大震災の時にも見られ³⁾、「民度」が身近なことばとしてよく使われていることが分かる。

しかし、『日本国語大辞典』（第2版）に於いては、「民度」は「国民、住民の生活の貧富や文明の進歩の程度」という語釈が施されているのみで、出典が示されていない。また、「民度」という語の出自そのものに焦点を当てた論文はほとんど無く、2008年の中田敏夫氏による考証が挙げられる程度である⁴⁾。

一方、「民度」は『漢語大詞典』をはじめとする中国語辞典には収録されておらず、北京大学現代漢語コーパス CCL でもその用例が認められないことから、古代から現代に至るまで中国語に存在しない語と考えられる。

したがって、「民主」・「民権」のように、明治以降に日本に於いて造語された可能性を考えなければならなくなるが⁵⁾、これらの「民～」翻訳語群と違って、「民度」は明治初期の漢語辞書

2) 『朝日新聞デジタル』 www.asahi.com による。

3) 1995年1月31日付けの『読売新聞』（大阪夕刊「文化」）の五百旗頭真による「阪神大震災が示した「民度」」寄稿を参照。

4) 中田敏夫「民度」、植民地教育史研究年報2008年11『植民地教科書と国定教科書』（皓星社、2008）pp.194-197。

5) 中田（2008）においては「民度」を「明治期、「民」を機軸に「民意・民心」などとともに造語されたとも想像される」と述べられているが、確かに、明治時代に西洋の翻訳語としての「民一」和製漢語語彙は幾つかある。その代表に挙げられるのは「民主」、「民権」、「民政」などである。一方、「民意」（『莊子』説劍）、「民心」（『左伝』昭公七年）、「民情」（『書經』康誥）、「民力」（『左伝』昭公十三年）、「民智」（『書經』君奭）、「民德」（『韓非子』顯學）といった「民～」語群は中国古典の出自というものがほとんどである。したがって、その区別が難しく、徐時儀（2007）にも「“民主”形成后，就与“民权”、“民生”、“民族”、“民法”、“民意”、“民情”、“民心”、“民智”等词构成密切相关的语义场和有关“民主”这一观念的词义系统。」（徐時儀『漢語白話發展史』、北京大学出版社、2007.9、p.258）とあり、「民主」、「民権」を「民意」「民情」などと同じ体系のものとの考えが示されている。従って、「民一」語彙を考察する場合、古典出自と翻訳語の両方の可能性から考えなければならない。なお、「民主」や「民権」については、佐藤亨（1986）、惣郷正明・飛田良文（1986）、沈国威（1994）、馬西尼（1997）、孫建軍（2003）、など多数の論考がなされてきた。詳しくは、李漢燮『近代漢語文献目録』（東京堂出版、2010.3）pp.275-278頁を参照さ

類には認められない⁶⁾。国語辞典への登録も明治四十（1907）年になってからで、同年出版の『辞林』（金澤庄三郎編・三省堂）には、「みん-ど〔民度〕（名）人民の文野又は貧富の度合」という記載がある。

一方、中国に於いては、およそ1906年ごろから梁啓超らの著述に「国民程度」などの表現がしばしば見られるようになるが、これらと「民度」との相関関係が問われるところである。

それでは、「民度」はいつ頃、如何なる状況で使用されはじめたのか、その生成過程はまたどんなものであったのか。本論に於いては、そうした問題を念頭に、明治時代に於ける「民度」の使用状況を踏まえて、その造語経緯に対する解析を試みると共に、中国へ与えた影響の可能性について探ってみたい。

1 明治期における「民度」の実態

1-1 早期の「民度」用例

前述のように、現代日本において、「民度」は新聞などにも頻繁に登場するような語である。しかし、その初出は未だに明らかにされていない。管見の限りでは、次の漢詩調の記事『傍聴吟』における例が早いものとなる。

○選挙分限改五円、三号議案実紛然、流石東京親玉様楠本正隆君為東京府知事、其説各員多入肩、持論不肯口約束、能顯明文取締咽、但書一成人民喜、第一二項消作烟、又有二三勸業好、遂於未断改加焉、盛大國產減輸入、敢言県令巾着錢、委員三十有六人、府県長次官会者三十六人、相手一名是松田内務大書記官、答弁委員、起立多少分勝負、議長權似行司権、謗々或怖地震、喋々非無繕御前、君不見中央政府量民度、定律明治十一年。（春松生「傍聴吟」十一年三月地方官会議）⁷⁾。

明治五（1872）年六月に司法省布達により新聞記者の裁判と議会の傍聴が許可されるようになるが、これは、明治十一（1878）年三月、参議伊藤博文を議長とする第二回地方官会議が行

れたい。

6) 筆者が調査した漢語辞書類は下記の通りである。

『新令字弁』（1868年）、『漢語字類』（1869年）、『漢語便覧』（1869年）、『増補新令字解』（1870年）、『大全漢語解』（1871年）、『新撰字解』（1872年）、『布令字弁』（1872年）、『廣益熟字典』（1874年）、『布令必用大增補新撰字引』（1874年）、『増補漢語字引大全』（1875年）、『改正増字画引漢語字典』（1877年）、『御布令新聞漢語必要文明いろは字引』（1877年）。

7) 石井研堂『明治事物起原』4（【第七編】教育学術部【第八編】新聞雑誌および文芸部）、筑摩書房、1997.8.7、pp.442。但し、そこには出典が示されていない。なお、第二回地方官会議の開会期間は明治十一年四月二十日～五月三日までであるが、ここで「三月」とされているのは恐らく旧暦に従ったものであろう。

われた時の傍聴記者によるものである⁸⁾。選挙や、勧業といった議題をめぐって議論が活発に交わされる地方官会議の様子が如実に記されおり、最後には中央政府が民度を慮りつつ法律を定めていくことを述べて締め括られている。この「民度」は議員らの間に飛び交っている言葉を記者が耳にして記録したものなのか、それとも記者自身が普段から使用している言葉なのかについては未詳であるが、政治と経済全般に言及するものと見受けられ、前出の『辞林』における「人民の文野又は貧富の度合」という解釈はこのような用法をふまえたものであることがうかがえる。

1-2 早期『朝日新聞』と『読売新聞』における用例

上記の「傍聴吟」は明治時代の新聞雑誌に掲載されているものを石井研堂が蒐集したものであり、現時点ではその出自を特定することができない⁹⁾。次に「民度」が見られるのは明治十九（1886）年八月十七日と同十九日の『東京朝日新聞』の「民度一斑」と題する論説である¹⁰⁾。やや長文になるが、（一）（十七日掲載）の一部を引用する。

○民度に種々あり、文明国と野蛮国との差別ありて其民度は同じからず。然ども、文明野蛮の差違の如きは大別したる者にて、之を小別する時は文明国野蛮国の中に於て、甲の民度は乙より高く、丙の民度ハ丁より卑く其國自から一様ならざるものあり。又之を細別すれば文明の一国にして而して其人民中の度合に種々の差別ありて其階級少しとせず。然ども已に文明国たり野蛮国たるものは其國の懸隔宵壤啻ならざるを以て其人民中の細区別あるに拘はらず、文明国は文明の民度、野蛮国は野蛮の民度、自から一定する所ありて其一社会の民度に懸隔の甚しき天地の如き差違あるものあらざるなり。英國の人民は其裝飾調理等にこそ差違あれ、貴顕紳士も石室に住し、肉食を喰ひ毛織の衣を着するを以て常とす。亞非利加洲中の人民は酋長奴隸の差別あれども草を敷て坐し、藁を囲いて家を作り鳥獸を獵し野菜を採食する等は皆同一なりとす。故に一国にして文明又は野蛮二者のうち孰れか一に帰したるものは其民度に大なる差違あるなしと謂ふも敢て不可なからん乎。…中略…而して其粗論の如きは箇条に従ひ請ふ次号に之を陳ん¹¹⁾。（ルビ省略、句読点は筆者による。以下同。）

8) 作者の春松生については未詳。可能性としては、1878年から1879年にかけて出版されたフランス小説『哲
謀くかふくものかたり
烈禍福譚』(八冊、大盛堂) の翻訳者宮島春松(1848-1904) が考えられるが、さらなる検証が必要である。

9) 文久から明治三年までの新聞を集めた『幕末明治新聞全集』(1-5巻、世界文庫、1961.9~1961.11) においては「民度」もしくは類似の表現が見当たらなかった。

10) 朝日新聞の用例は『聞蔵』II ビジュアル(1879年~)及び『聞蔵』を利用した。

11) 「民度一斑」(二)においては引き続き東京都下と田舎の民度を比較している。なお、(二)の最後に「記者」云々とあるが、具体名は示されていない。

今日の日本で政治を行うには、むやみに所謂文明の域に突き進むのではなく、民度の違い、即ち文明と野蛮の差、さらに文明と野蛮の定義そのものをよく弁えなければいけないというものがこの論説の主旨である。ここでは英國とアフリカの生活様式を例に挙げて説明されているが、「民度」そのものの概念が厳密に説明されているとは言えない。但し、新聞論説という形で二期にわたって「民度」が取り上げて論じられていることは看過できない。それは、当時（1886年）において、「民度」がすでに新聞記者、読者などの知識人の間である程度は知られており、話題性を持つ存在となっていたものの、しかし意味は今ひとつ理解されていない状況にあったことを示唆するものと考えられるからである。実際、次に示す『東京朝日新聞』に見られる、

- ① 「今日の（大阪の一筆者）民度民情に酌量を加へ可成實際に行ひ得べき惡疫（虎列拉一筆者）根治の方案」（1886年10月7日、『東京朝日新聞』）
- ② （地方制度について一筆者）「倘此地方制度の事に就ては世間」種々の議論ありて、…中略…宜しく自治制度の精神を參照して一種我国今日の民度に適切なる制度を設くべしと云へも、余輩は勿論自治制度を賛成し、其実行を希望するものなれども、我国現今の有様にては、自治制度の實際に行はれざるの恐あるを以て…（1887年11月6日）
- ③ 内務省に於てハ訓令第七号を徹して曰く乗合馬車人力車宿屋の営業及び街路に於けるや、警察上各其取締の方法を設けざる可からず、而して民度の高低土地の都鄙に由り、其間自から寛嚴の差なきを得ざるものなれば、（1890年11月1日）
- ④ （予算案再度の突返し一筆者）明治廿六年度設計予算案に付、本院が諸般の要目に修正を加へたるハ現在我国の民度を斟酌し輿論を代表したる正当の所為より確信す…（1893年1月18日）
- ⑤ （台灣統治法の改革一筆者）其法たる台灣の民度風俗に適せざる所ありて、施政上種々の支障を生じ殊に教授法の如きハ却て多額の費用を要し、實際の収入少なき現況なるを以て、政府ハ其統治法を改革し民度風俗に適合せし法を実行し、漸次同島民をして文明的風化に浸漸せしめん方針なりと云ふ。（1897年3月13日）
- ⑥ （東久世伯の時事談一筆者）被告人をして事實を充分に吐露することを得ざらしめ、隨て辯護の方法も亦其要点を誤ることなきを保せずと云ふに在りと是公開正大の議院なれども、今日の我邦民度にて能く此公明正大の議論を実行して差支ふる所なきや否や（1897.7.25）
- ⑦ （石川県会解散一）当石川県知事古沢□氏ハ莅任以来、県政を紊乱し、議權を蹂躪し民度民情に適せざるに付不信任を決議す（1898年2月20日）
- ⑧ 日韓新協約に依り韓國の司法権は茲に独立する事となり、…中略…但し法典編纂の事たる固より人文發達と生活狀態の程度に比例せざるべからあるものなれば直に文明國の法典を

直訳応用せんとするが如きは頗る大早計の事と云ふべし、…中略…必ずや伊藤統監は韓國の民度慣例等を参酌し過不及なき好適度の方案を編纂せらるゝならんと信ず（1907年8月5日）

という用例群から、「民度」の意味の曖昧性もしくは多様性が読み取れる。③、④、⑤の場合は、物質的、経済的の意味を比較的明確に読み取れるが、それ以外の意味は漠然としており、簡単に言えば「有様」(②)、詳しく言えば「人文発達と生活状態の程度」(⑧)のごとく、国や人民の全体的状態が包括的に言い含められている。

また、下線に示したように、「民情」、「風俗」、「慣例」と共起しているものも半数ぐらい占めており、特に「民度民情」が2例あることから、使用者の間では「民度」は「民情」に近いものとして理解されていた可能性もあったのではないかと思われる。

また、上掲例に見られるように、予算案、地方自治、植民地支配といった国家レベルの立場から、人力車取り締まりというような国民の具体的な生業までの、様々な場において「民度」が使われていることも注目に値する。

同じ現象は同時期の『読売新聞』および雑誌『太陽』などにおける用例にも見られる。例えば、

- ① 町村長ハ名譽職なり故に無給とすと雖も、事情によりてハ有給とするも差支なしとハ、町村制の許す處なり、…中略…尤も右ハ民度未だ十分に発達せざるの場合、（『読売新聞』1889年4月23日）
- ② 「明治元年より同二十三年度に至る年度別国庫の総収入精細の類別計算と国庫の総収入額に対する我民度の適否」（1891年2月4日）
- ③ 外國貿易は國家の富強を致すの基本にして…中略…我國力民度に適應するの畫策を問へば之を措て他に復た何の急務あらんや（著者不明「社交案内」『太陽』1895年05号）
- ④ 又若し重税の爲め（賤業の一筆者）廢業するものあるに至らば却て社會の利益、民度の昂進を證明するものにして寧ろ賀すべきなり。（添田寿一「日比谷公園卑見」『太陽』1901年10月号）
- ⑤ 併しながら悪しく云へば民度即ち國の富の不釣合に贅澤をして居りはせぬか、ドウしても斯くまで富の度が増進したとは思はれないと思ふ。（園田孝吉「政府の新事業整理問題」、『太陽』1901年10号）
- ⑥ 家屋の改正は商工業の度に応ずるものと信ず。…中略…今日の民度に比して希望する所は専ら衛生火防上の注意に在りとす。（田辺朔郎、高木文平『琵琶湖疏水水力配置方法報告

書』、1888年前後)¹²⁾

とあるように、経済面に偏向している例がある一方、④のような文明重視の例も見られる。特に注目したいのは、明治の啓蒙思想家津田真道における「民度」の使用である。津田は、

○是ヨリ本官ガ該案ヲ未曾有ノ悪議案ナリト断定スル所以ヲ開陳センニ、元来東京市区改正ノ事業タル、其事柄ハ敢テ惡シ、ト云フ程に非ザルモ、之ヲ日本全国ノ民度と東京府区部人民の經濟トニ比較シテ考フルトキハ、何分ニモ不適當ナリト言ハザルヲ得ズ（「東京市区改正に関する元老院会議における発言」1888年3月）¹³⁾

○彼各種の改正憲法の発布、或は猶未だ民度に適応せざる所無きやを保し難きの疑を抱かざるを得ず、余壯年の頃和蘭に到り、始て彼國の法律学てふ者あることを知りたり（「天下國家」1894年6月）¹⁴⁾

のように、「経済」の観点からの「民度」と社会全般を見渡した「民度」の両方を用いている。津田真道のような時の輿論を導くような人物においても、このような曖昧な使い方がされていることから見ても、「民度」の意味合いにはじめからゆれがあったと考えてよいのであろう¹⁵⁾。

「民度」が津田の使用によって広く知られるようになったか否かについては未詳であるが、上述の如く、「民度」の使用者層が新聞記者以外にも、添田寿一、園田孝吉のような明治の官僚、実業家から、田辺朔郎のような土木技術者まで広まっていることは注目に値しよう。

このように、「民度」はおよそ明治十年前後に現れ、人民の経済、思想の程度を包摂する意味の語として、明治二十年前後から、地方から都市までの知識人の間では広く使われるようになっていたことがわかる。

2 「(国) 人民の度」⇒「民度」——「民度」の生成過程

以上に述べた事実があるにもかかわらず、津田真道を除けば、福沢諭吉、西周、中江兆民、伊藤博文といった明治の啓蒙思想家、政治家の文集や演説に於ける「民度」の使用はほとんど

12) 飯田賢一『日本近代思想大系14科学と技術』、岩波書店、p.323。年代は同頁にある【解題】によって筆者が算出したものである。

13) 「東京市区改正に関する元老院会議筆記(抄)」『日本近代思想大系19都市建築』p.182。

14) 大久保利謙【他】編『津田真道全集』上、みすず書房、2001.8、p.410。

15) 実際、前掲の『辞林』(1907) の語釈が、1914年出版の『辞海』において「人民の貧富又は文野の度合」となっており、「貧富」と「文野」の順序が逆転されているのである。その後、松井簡治『大日本国語辞典』(第四冊1919) には「人民の文野・貧富の程度」、落合直文『日本大辞書言泉』(第五冊1928) には「人民の生活・開明の程度」というふうに、「文野」と「貧富」の両者はしばしば前後して掲げられている。

確認できない¹⁶⁾。これを早期和英辞典に「民度」が収録されていない¹⁷⁾ことと考え合わせると、「民主」・「民権」のような西洋言語からの翻訳とは異なるものであった可能性も考えなければならなくなる。

和製漢語としての「民度」を語構成の角度から見た場合、「(人)民の権」から「民権」が生み出されるのと同じように、造語パターンとしては和文の「民の度」という連体修飾構造¹⁸⁾から生成されるというプロセスを想定するのがもっとも自然であろう。

では、明治初期の思想家や政治家たちの著述に「(国、人)民の度(合い)」が果たして存在したのであろうか、存在していたのならば、またその使用状況はどんなものであったろうか。

2-1 啓蒙思想家、政治家における「人民～～の度」

日本の文明開化に多大なる影響を与えた津田真道翻訳の『泰西国法論』(1868年)、あるいは森有礼、西村茂樹らによって発起され、津田真道、西周、福沢諭吉、中村正直、加藤弘之など、明治初期の文明開化を主導した啓蒙思想家、官僚たちの主義主張が凝縮されている『明六雑誌』(明治七(1874)年三月～明治八(1875)年十一月、全43号)及び、民主政治の草分け的な存在であった板垣退助の監修による、社会改革全般にわたって発表された政治家、思想家たちの言論を蒐集した『自由党史』(明治四十(1910)年)などを中心に調査したところ、「民度」も「民の度」もその使用例が見当たらなかった。一方、次に示すような、「人民開化の度」をはじめとする「(人、民)～～の度」という表現が頻繁に登場するのである。

○然らば其必要にして欠く可らざる主權奈何なる人奈何なる…中略…と問む時に於て、之に答ふる語は、其國人文開闢の度、民智明発の級に従ひ又風俗議論の同じからず衣食必需の異

16) 筆者の調査範囲は『明六雑誌』全巻、『日本近代思想大系』全23冊(岩波書店、1988.5～1992.4)、『明治文学全集』の3～7、11～16、36、79、80巻(筑摩書房、1967.1～1974.6)、『海舟語録』(勝海舟、講談社、2004.1)、『新島襄全集』1～2(新島襄全集編集委員会、同朋舎、1983.2)、『西周全集』1～4(大久保利謙、宗高書房、1981.10)、『植木枝盛選集』(家永三郎、岩波書店、2007.11)及び本文中に触れる津田真道、板垣退助、福沢諭吉、田口卯吉、伊藤博文関係の書籍にとどまっているが、津田真道以外の使用は認められなかった。なお、『明六雑誌』は岩波文庫によったため、カタカナがひらがなに、仮名遣いも現代仮名遣いとなっている。

17) 『和英語林集成』(1～3版)をはじめとする早期の和英辞典への登録は見当たらず、現時点では、『武信和英大辞典』研究社1918の「**mindo**(民度) N. The conditions of the people」が最も早い。なお、『井上和英大辞典』井上辞典刊行会1920の「**mindo**(民度)n. the condition [civilization] of the people.)」においては「[civilization]」が補足されている。

18) 造語パターンに関しては、沈国威『近代日中語彙交流史——新漢語の生成と受容』(改訂新版、笠間書院、2008.8) p.360。

なるに因て一様ならずと知る可し。(津田真道訳『泰西国法論』第二篇、第十六章、1868年)

- ただこれを民撰に取り、にわかに西洋下院の法のごとくならんを欲するは、これを時に微して、これを人民開化の度に質して、いまだその肯綮を得たりと謂ふべからざるもののごとし。(「民撰議院設立建白書」、『明六雑誌』第3号-6、1874年)¹⁹⁾
- 臣等既にすでに今日我国、民撰議院を立てずんばあるべからざる所以、および今日我国民進歩の度、能くこの議院を立るに堪ることを弁論するものは…(同上、1874年、p.136)
- そもそも余聞く、西洋政事の学にありては、人民開化の度を審かにし、時に適し、もつてその宜しきを制するにあるのみと。(西周「駁旧相公議一題」、『明六雑誌』第3号-6、1874年)²⁰⁾

○およそ政治は民の開化の度に従ふべきものにて、その國の政体、その民の開化の度に応すれば治まり、応ぜざれば収まらず。因襲政治を行うてその國の治平なるは、その民の智識いまだ開けずしてこの政体に適応したるたり。混合政治を行うてその國の富盛なるは、その民の智識おおいに開けてこの政体に適応したるなり。(西村茂樹「政体三種説」(下)、『明六雑誌』第28号-3、1875年)²¹⁾

○ゆえに教育はそのはじまりは良善なる交際より起り、さらにその力をもつて人民開化の度を進め、交際の状をしてますます完美に至らしむべき一大良法にして、この事においては他にこれとその功能を争うべきものなし。(西村茂樹「西語十二解・文明開化の解」、『明六雑誌』第37号-2、1875年)²²⁾

○民会の事未だ本邦人民開化の度に適せずと。姦吏輩政治の体裁、百般の規則より、屋舎、道路、器具、雑品の末に至るまで、本邦人民開化の度を問はず、既に悉く文明國の法を取る。(「国会開設の建白」、1878年)²³⁾

その他にも、例えは、

○改進党…中略…其論ノ弊ハ、人民開智ノ度ニ応セシシテ、事務を紛更シ、疾痛ヲ生スルコト

19) この建白書は明治七(1874)年一月十七日に、古澤迂郎、岡本健三郎、小室信夫、由利公正、江藤新平、板垣退助、後藤象次郎、副島種臣らによって起草されたものである。引用は山室信一【他】校注『明六雑誌』(上)、岩波書店、1999.5、p.128による。

20) 山室信一【他】校注『明六雑誌』(上)、岩波書店、1999.5、p.124。

21) 同前注(中)(岩波書店、2008.6) p.389。

22) 同前注(下)(岩波書店、2009.8) p.218。

23) この建白書は明治十一(1878)年五月十四日、石川県、島根県士族等五人によって起草されたものである。板垣退助監修・遠山茂樹・佐藤誠朗校訂の『自由党史』(明治四十三年)上(岩波書店、1957.3 第1刷、1997.9第16刷) p.235。

アリ」(久米邦武『米欧回覧実記』第二十四巻「倫敦府ノ記」、1872年)²⁴⁾

○宜シク眼ヲ下等社会ニ注シテ、其人民開化ノ度ハ何レノ点ニ在リヤヲ熟察シ、宗教ニ由り多少知識ノ進歩ニ妨害アルモ(浅野乾『朝野新聞』(明治九(1876)年九月~十月)²⁵⁾

など、政治、教育、文化といった面において、「人民の開化の度」が極めて重要視されていたことがうかがえる。

また、久米邦武の「英國ヨリ仏國へ輸送スル製作品ハ、常ニ輸帰スル高ノ三分一ニスキス、是英人生活ノ度、高等ニ達セル証ナリ、噸馬ノ如キハ、…中略…是國民ノ營業ノ度、高等ニオルモノナリ」²⁶⁾という表現を筆頭に、思想面の「度」のみならず、「生活の度」も注目されるようになっていくのである。例えば、次に示す、

○学校ノ入費サマデ過多ト云フニハ非ザルベケレドモ、人民貧富ノ度ニ比シテ見ルトキハ…
頗ル多費トイフベシ。(西村茂樹「第二大学区巡回報告」明治十(1877)年)²⁷⁾

○人民生計の度は更に進歩する所なく(田口鼎軒「日本開化之性質」、明治十八(1885)年)²⁸⁾

○日本労働者ノ賃銀ヲ増加シ、漸次其生活ノ度ヲ進ムルニ至ルベキナリ。(井上馨「條約改正問題意見書」、明治二十(1887)年七月)²⁹⁾

○租賦負担の重軽、土田収穫の豊歉、日傭人足賃錢の高下、人民生活の度の詳細等(中江兆民、「阿讚紀游」、明治二十(1888)年五月)³⁰⁾

に見られるように、「開化の度」よりやや遅れば取るもの、「生活の度」面にも目が向けられるようになっていた。

いずれにしても、「人民の「開化」もしくは「生活」の度」は、『明六雑誌』など当時の知識人や政界に多大なる影響力を持つ媒体によく用いられ、ある程度周知していたものと思われる。そうした中、その縮約形と思われる「人(国)民の度」が登場するのである。

24) これは、明治五(1872)年十一月に久米邦武が岩倉具視等と共にロンドンの諸機関を視察した後、イギリス下院の政党の一つである改進党について述べたものである。引用は久米邦武『米欧回覧実記』(二)(岩波書店、1978.10 第1刷、1983.5 第4刷) p.87による。なお、年月に関しては、同書所載の「年表」(p.436)による。

25) 日本近代思想大系5、『宗教と国家』(岩波書店、1988.1) p.56。

26) 久米邦武『米欧回覧実記』(1872年)第九十三巻「歐羅巴洲商業総論」5、引用は前掲書p.228による。

27) 『日本近代思想大系6 教育の体系』(1990.1) p.46。

28) 『明治文学全集14田口鼎軒集』(1978.8) p.76。

29) 『日本近代思想大系12対外觀』(1988.11) p.67。

30) 『東雲新聞』明治二十一年五月二七日108号、『中江兆民全集』11『新聞雑誌論説』p.154。

2-2 「人民開化（生活）の度」⇒「（国、人）民の度」⇒「民度」

管見のかぎり、「（国、人）民の度」³¹⁾もしくは類似の表現は、前出の『朝日新聞』論説「民度一斑」（一）に見られる「人民中の度合い」を除けば、次に示す明治十二（1879）年の「国民の度」と明治十九（1887）年の「人民の度」の例が早い。

○畏コクモ我 天皇陛下ハ、茲ニ聖念ヲ運ラセ玉ヒ、我國民ノ度ヲ察知セラレ、明治八年四月十四日詔シ玉ハク…後略…（第十一章「立憲政體ノ確立セザル可ラザルヲ論ズ」）³²⁾

○昔時モクケイ時代ハ今ト異ナリ仏ノ盛ナルトキナレバ、觀音或ハ竜虎等ヲ画クモコレヲ見テ感ズベキ人民ノ度ナリシ故ニ、其尊敬心ヨリ画キシヲ以テ今猶名画トナシタルナリ³³⁾。

前者は政治思想面の成熟度、後者は芸術的教養の程度を表しているものと見られる。その他にも、やや時代が下るが、例えば、

○同盟俱楽部の長老と仰がれて衆議院副議長の候補者なりと称せらる、鈴木重遠翁、或人の間に答て曰く、予が内地雜居尚早論に賛成する所以ハ我國民の度未だ進まざるが為めなり。我國民悉く此の重遠（十圓）位の人物のみとならば、対等條約何かあらん、内地雜居何かあらんと或る人退て曰くハ、左うすると翁ハ、今日我國民の度を五圓位のものと見て居るのかねと。（「重遠と五圓」『読売新聞』1893年9月29日）

における経済的意味としての「国民の度」もあれば、次の、

○幕府の政治と云へば…中略…遂に遂に人民をしてはこの日本は今日の現日本のみを維持するを政治なりと心得、海外諸國の人文進歩して人民の度、次第に昇れることを知らず、たゞこの儘に幾百年も永久するを人の道なりと心得たるが如し。（福羽美静「教育に就て」、『太陽』1895年09号、p.149）

に見られる文化的、政治的な「人民の度」も存在する。

すなわち、「（国）人民の度」と言った場合、それは果たして「文明、文化、思想」的な面を指しているのか、それとも「経済、物質」的な面を指しているのか、文脈抜きでは判断しにくいのである。結果として、一つの表現に多重の意義が付着することになり、便利な表現ともなり得たのである。その意味の曖昧性、多様性という点に於いては、「（国）人民の度」は「民度」

31) 「国民」と「人民」とでは、政治的角度においては違いがあるかもしれないが、ここでは同様に「民（タミ）」として扱う。

32) 福本巴『普通民権論』1879年（福岡 磬落堂）、明治文化全集第二卷『自由民権論』p.211。

33) 1887年9月2日、当時の文部省雇教師フェロノサの京都における演説である。日本近代思想大系17『美術』、I「美意識の改革」4「フェロノサの演説」を参照（岩波文庫、1989.10、p.79）。なお、ここの「度」に対し、「程度」の注釈が施されている。

と一致しており、両者は密接な関係にあることは贅言するまでも無いのであろう。

一方、管見の範囲では、「民度」の初出は1878年、「国（人）民の度」はほぼ同時期の1879年であるから、何れが先とも判断しにくいのであるが、1875年大隈重信の「財政収支安定の根本策に関する建議」において、すでに

○畢竟人民タルモノ、其位度未ダ臻ラズ、徒一目前ノ利ヲ謀リ、一時ノ安ヲ偷ミ、絶テ着
実信義永長ノ拳ニ乏シ（I 維新官僚の経済構想）³⁴⁾

という使い方がされており、同文にまた、

○我国ノ先着要務ニシテ、之ヲ鉄道興建等ノ拳ニ比スレバ、其難易懸絶言フヲ待タザルベシ。
所憾者ハ、国家ノ度未ダ臻ラズ、如此ノ地形便益アリテ而シテ上下官民未ダ大ニ資用スル
コトアル能ハザルヲ。…（同上、p.28）

と「国家の度」という例が見られる。したがって、このような「度」の使用の中で「人民の度」という言い方が生じ、そこから「民度」という縮約形の生じた可能性を考えることができるだろう。

無論、「民度」が出現した後でも、「(国)人民の度」ないし「人民開化の度」と平行して用いられる時期がしばらく続いていたが、20世紀に入ってからは主要メディアに於ける「開化の度(合い)」及び「(国、人)民の度(合い)」の使用は次第に見かけなくなり³⁵⁾、その結果、「民度」のみが定着していったようである。

なお、「人民の度」に対する「国家の度」に関しては、他にも、「我日本帝国開化進歩ノ度」(1875年)³⁶⁾のような形が存在し、「人民の度」→「民度」のように国のレベルを表す「国度」が造語されても不思議ではなかったが、「國家の費用」を意味する「国度」という言葉はすでに中

34) 中村政則【他】編『日本近代思想大系 8 経済構想』岩波書店、1988.10. p.27。

35) 1900年から戦前までの『朝日新聞』、『読売新聞』及び神戸大学新聞記事文庫（明治末年から戦前にかけて全国の経済関係の記事を中心に蒐集したものである）を対象に調査したかぎりでは、「(国)人民の度」が検出されなかった。また、雑誌『太陽』には「開化の度」、「人民の度」共々1895年までの例しかない。しかし、「生活の度」に関しては、「社会生活の度」、「社会一般生活の度」（板垣退助「風俗改良の問題」、『太陽』、1901年12月号）のように、『太陽』に限って言えば、やや使用年限が長かった。なお、伊藤博文の演説に「人民の度合い」(1899.5.18、瀧井一博『伊藤博文演説集』、講談社、2011.7. p.242))、「人民の生活の度合、或は文化の度合」(1899.5.25、同上 p.209)などの使用例が見られるが、その後の使用は見当たらない。従って、およそ1900年前後に句形式が淘汰され、語彙形式の「民度」が定着し始めたものと考えられる。

36) 草間時福（『朝野』、後『報知新聞』の記者）、「論変革」、明治八年九月廿九日『朝野新聞』投書、引用は前出『対外觀』p.96による。

国古典に存在し³⁷⁾、日本の知識人の間で原義のまま使われている³⁸⁾ことから、新語として使用される余地がなかったものと見られる。

2-3 和製漢語「民度」の生成背景及び中国に対する影響

中国の古典に既存しているながら、形を変えずに新しい意味を賦与され、明治三十年代以降最も重要なキーワードの一つまでとなった言葉に「民主」³⁹⁾があるが。上掲の「国度」が「民主」のように再利用さなかつたのは、既存の意味との衝突以外に、恐らく「民主」に対する“democracy”のような単語が、想定される「国度」には存在しないことにも一因が求められよう。

対応する西洋の単語が存在しないという点においては、「民度」にも同じことが言え、その初期の定着にも大きく影響したものと考えられる。例えば、前出の、「民度」を初めて登録した『武信和英辞典』における、「民度」に対応する英語の表現は、“the condition of the people”である。これは単語ではなく句の形となっており、如何にも日本語の「民度」を出発点とした英語の直訳という感じの表現である。

すなわち、日中の古典に存在しない「民度」は西洋言語にも対応する単語がないことから、明治期において生成された和製漢語だったと考えられるのである、その生成の背景には、民衆に目を向けた改革を促す明治初期の思想家や教育家による言論に「民～」語彙が数多く使われていることが挙げられよう。例えば、津田真道の『泰西国法論』（1868年）には、「民法」、「民福」、「民力」、「民利」、「民權」、「民論」など⁴⁰⁾、中江兆民『民約論』（1874年）、『民約訳解釈』（1877年）には、「民權」、「民心」、「民志」、「民主」、「民政」⁴¹⁾など、福沢諭吉『文明論之概略』

37) 『漢語大詞典』によると、「国度」には、「國の法度」、「國の費用」および「國」と、3つの意味があるといふ。うち、「國」を意味する「国度」の用例は現代のものしか挙げられていないが、「國の法度」、「國の費用」はいずれも古典に出自を有し、「國の費用」の語釈には、南朝・梁武帝『重答御講啓勅』の「縁辺未入、國度多乏」が挙げられている。

38) 『日本国語大辞典』(2)「国度」項によると、久米邦武と宮崎柳条が使っているといふ。

39) 民主は中国の古典に古くから使われ、「民の主」即ち「君主」という意味であったが、『日本国語大辞典』第2版によると、日本においては、西周（『百学連環』1871年）によって“democracy”的語として用いられ、新しい意味が付与される。しかし、古典的意味のずれが定着を邪魔し、明治30年代に入ってからようやく広く使用されるようになったといふ。なお、近代的意味の「民主」の出自に関して、沈（2008）や馬西尼（1997）などにおいて異なる意見が述べられているが、中国の古典語の語型に新しい意味が付着したといふ点においては一致しているため、ここでの詳論は省略したい（沈国威『近代日中語彙交流史』（改訂新版）笠間書院、2008.8、p.71；137；181；244など、馬西尼『現代漢語詞匯的形成』（漢語大詞典出版社、1997.3、p.54などを参照）。

40) それぞれ凡例 p.6、卷一 p.2, 25、卷二、p.3, 10などを参照。

41) それぞれ『中江兆民全集』I（岩波書店、1983.12）、p.6, 67, 74, 109などを参照。

(1875年)には、「民心」、「民權」、「民政」など⁴²⁾と、固有語、新造語の区別はさておき、「民～」語彙が頻繁かつ多様に使用されており、『明六雑誌』に至っては、枚挙に遑がないほど「民～」が登場する。こうした「民～」語群の使用状況が「民度」の成立の背景にあったのであろう。

それと同時に、津田真道に見られるような、西洋留学時代の経験によって、人民の思想的、経済的発展段階即ち「程度」に着眼するように啓発され、「度」の発想を持ち込んだことも大きく作用したものと考えられる⁴³⁾。

しかし、「民度」の場合、“the condition of the people”という語訳からも分かるように、その指すところがあまりに広汎で、思想的概念としては成り立ちにくいのである。明治の啓蒙思想家や政治家のほとんどが「民度」を使用していない理由はそこに求められるのではないかと考えられる。

意味が曖昧で、明確な概念規定のできないことが、明治期日本の思想家たちのみならず、梁啓超を代表とする明治後期に渡日した中国の知識人における「民度」の受容をも妨げたようである。

管見のかぎりでは、日本の影響を強く受けている『強学報』(1896年1月12日から17日、康有為など、上海)、『時務報』(1896年8月～1898年8月、黃遵憲、汪康年、梁啓超など、上海)『訳書公会報』(1897年10～1898年5月、章炳麟など)、『清議報』(1898年12月～1901年12月、梁啓超、横浜)、『新民叢報』(1902年2月～1907年11月、梁啓超、横浜)『民報』(1905年11月～1908年10月、章炳麟など、東京)においても「民度」の使用された形跡が認められず⁴⁴⁾、「民度」という言葉そのものの中国への受容は実現しなかったと考えられる。

ところが、次に示すように、日本における「民度」的発想に触発され、「程度」や「国民程度」といった表現が明治末期になって、陳天華や梁啓超らによって取り上げられていたのである。

42) それぞれ福沢諭吉著・松沢弘陽校注『文明論之概略』(岩波書店、1995.3)、p.11, 38, 51, 148, 269, 276, 300；p.53, 204, 303, p.199。

43) 前出の津田真道「天下國家」と題する講演(1894年)に、「彼各種の改正憲法の発布、或は猶未だ民度に適応せざる所無きやを保し難きの疑を抱かざるを得ず、余壯年の頃和蘭に到り、始て彼國の法律学てふ者あることを知りたり、其立憲政体の善美尽せることを信ぜり、然るに余が帰國の際、我師ヒッセリング氏余に教へて曰く、立憲政体等各種の法論は、我歐洲諸国今日の形勢上より論じて是とする所なり、然れども直に之を貴國に適用せんと欲するは則非なり」(『津田真道全集』上、p.410)と述べており、「民度」の発想の一端を示しているものと考えられる。

44) 『中国近代期刊彙刊 強學報・時務報』1-5 (中華書局、1991.9初版、2010.5第2刷)、『中国近代期刊彙刊・第二輯 訳書公会報』上、下 (中華書局、2007.11)、『中国近代期刊彙刊 清議報』1-6 (中華書局、2006.9) 『中国近代期間彙刊・第二輯 新民叢報』1-14 (中華書局、2008.6) 『中国近代期刊彙刊・第二輯 民報』1-6 (中華書局、2006.9) を対象に調査した結果である。

例えば、清末の中国に最も影響力を持つ革命家の一人である陳天華⁴⁵⁾が『民報』第一号（明治三十八（1905）年十一月廿六日初版）「思黃」という別名で「論中國宜改創民主政體」を投稿し、次のように述べている。

○顧其間反対共和之説者、要以就程度立言者為最堅、貌為持重、善於附会而怠乎方張銳進之人心、其最不可不辨也。

持程度之見者曰、國之治化、其進在羣、々之為道、其進以漸。蹠等而求之、則反蹶而仆。或且失其最初之位置。法蘭西之革命、流血至多、而卒不若英國民權之固、由程度之不逮也。…中略…吾儕既認定此主義、以為欲救中國惟有興民權改民主、而入手之方、則先之以開明專制以為興民權改民主之豫備最初之手段則革命也。寧擧吾儕盡犧牲之此目的不可不達、嗚呼、吾欲彼志行薄弱者、姑諱其口、拭目以俟吾人之效果也、而何有程度之足云哉、何有程度之云哉（pp.41-50）⁴⁶⁾。

すなわち、共和制を反対する者の間では、「程度」の問題を盾にしている人が最も頑固であるが、フランス革命とイギリスを比較すれば分かるように、「程度」の漸進云々に拘っていたら、かえって挫折する、民権を起こし、民主を改めるには、「程度」など問題になるはずがないという見解がそこに示されているが、ここにおける「程度」はまさしく「民度」と同じものであろう。また、光緒三十三（1907）年梁啟超が著した「政聞社宣言書」において、

○夫所謂改造政府、所謂反対專制、申言之、則不外求立憲政治之成立而已。立憲政治非他、即國民政治之謂也。欲國民政治之實現、且常保持而勿失墜、善運用之而日向榮、則其原動力不可不還求諸國民之自身。其第一著、當使國民勿漠視政治、而常引為己任。其第二著、當使國民對於政治之適否、而有判断之常識。其第三著、當使國民具足政治上之能力、常能自起而當其衝。夫國民必備此三資格、然後立憲政治乃能化成。又必先建設立憲政治、然後國民此三種資格乃能進歩。謂國民程度不足、坐待其足然後立憲者妄也、但高談立憲而於國民程度不一厝意者、亦妄也。故各國無論在預備立憲時、在實行立憲後、莫不汲汲焉務所以進其國民程度而助長之者。（『飲冰室文集』之二十）⁴⁷⁾

と述べており、専制を反対し、政府を改造するには、立憲政治を置いてほかない、立憲政治を

45) 陳天華（1875-1905）は1903年2月に日本に留学し、1905年12月に東京で投身自殺を図っている。初から積極的に中国の政治改革を呼びかけるが、のちに孫文などと共に同盟会を発起し、『民報』の編集者として活躍し、当時の留日学生の間で最も影響力を持つ人物の一人とされている。陳天華の日本における活動について多くの論考があるが、近年のものとしては、孔祥吉・村田雄二郎「陳天華若干重要史実補充訂正——以日本外務省檔案為中心」（『福建論壇・人文社会科学版』2005年第4期、pp.56-64）が挙げられる。

46) 『中國近代期刊彙刊』第二輯『民報』1、中華書局、2006.9、pp.41-50。

47) 梁啟超『飲冰室合集』（三）、中華書局、1989.3 第1版、2011.1 第6刷、pp.23-24。

実現するには、国民の程度を、「政治に関心を持、政治の適否を判断できる常識、自ら政治を行う能力の具備」という3つの条件を備えるまでに挙げなければならないとの考えが示されているが、中国語の「国民程度」は政治的、思想的な面が中心であることがそこからうかがえる。

このような「国民程度」の使い方は嚴復（1906）⁴⁸⁾にも見られ、およそこの時期から、「公民程度」、「民程度」のような形も含め、中国において雑誌、新聞を中心にしばしば用いられるようになり⁴⁹⁾、清末の立憲運動や⁵⁰⁾、民国初期の五四啓蒙運動⁵¹⁾に大きな影響を与えたようである。

また、馬少華（1998）によれば、政治改革を迫られた清末に盛んに使われていた「民心」という言葉が1915年前後には「人民程度」という表現に取って代わられたといい、梁啓超による影響を示唆するような文面が認められるが⁵²⁾、これがおそらく事実に近い指摘であろう。さらに、同論に「人民程度」を「這個在今天聽起來有点怪的詞」⁵³⁾すなわち「今日においてあまり聞き慣れない言葉」と述べていることも、「人民程度」は中国固有の表現ではなく、外来思想すなわち日本から輸入された考え方であることを示唆する傍証となろう。

このように、西洋に原語を有しない「民度」は意味の曖昧性ゆえの概念としての稀薄性により、明治初期の思想家たちの間で定着せず、外来語として中国に受容された痕跡も残っていない。しかし、「人民の程度」という発想自体は梁啓超など日本で活動していた中国の知識人を触発し、彼等の著述により中国に伝わった。その場合、「度」という一字語ではなく、近代中国語

48) 「憲法大義」1906年12月17日『嚴畿道先生憲法大義大演説』において「真民主制、人人自操立法之權、不由代議；然又謂其制過高、非尋常國民程度所可及」と述べている（王憲明編『嚴復學術文化隨筆』、中国青年出版社、1999.1. p.76）。なお、嚴復1917年末の「与熊純如書」において「國之程度」が使われていることも興味深い（『嚴復集』第三冊、中華書局、1986年、p.262）。

49) 管見の限りでは、1903年3月6日北京『平報』所載記事「節党」における「其民程度既高、而人人有國家之思想」（同前掲王憲明（1999）、p.89）、1909年2月25日『泰晤士報』所載「万国通史」序における「多一時利俗、而與其民程度相肢及者」（同前 p.109）、1914年2月『庸言報』（第25、26期合刊）所載「『民約』平議」における「福利与否、必視公民之程度何如」（同前 p.258）、1914年11月『宗聖雜誌』第十号所載「導揚中華民國立國精神議」における「所以為人格標準、而國民程度之高下視之」（同前 p.312）、1913年康有為「憂問二」における「謂人民程度太下、而不能行共和」（湯志鈞編『康有為政治論集』中華書局、1981.2. p.806）。なお、康有為「與同學諸子梁啓超等論印度亡國由於各省獨立書」（1902年）において「文明程度」を使用している（湯1981. p.501）。

50) 馬少華「從『民心』到『人民程度』」（『讀書』、1998年第10期、pp.24-29）によると、「國民程度」は1907年清政府立憲に関する上諭にも用いられていたという（p.26参照）。

51) 洪峻峰「國民程度與五四啓蒙目標」（『廈門大學學報』（哲社版）、1994年第2期、pp.18-24）参照。なお、そこには、國民程度が具体的指しているのは「文化素質の程度と思想覺悟の程度」との見解が示されている（p.20）。

52) 注（54）参照。

53) 同前注。

として馴染みやすいように、二字語の「程度」に敷衍されたのである。

3 大正から現在にかけての「民度」

前述のように、「民度」は明治二十年前後から「文化、経済」面を包括的に表現するものとして用いられ始めていたが、中田（2008）に指摘されたように、明治後期から大正以降は植民地関係のものに多く見かけるようになっていったのである。

それは、本稿5頁目に掲げた1897年3月13日『朝日新聞』掲載の台湾統治関係の、1907年8月5日に同紙掲載の韓国統治関係の記事にすでにその端倪を表していたが、明治末期から戦前にかけての経済関連の記事を集めた「神戸大学新聞記事文庫」から検出された461件の「民度」のうち、植民地統治関係のものが276件に上っていることからも裏付けられる。明治中期から末期にかけての25年間前後の朝日新聞や読売新聞における「民度」の使用が一桁（それぞれ9件と6件）前後に止まっていたのに比べ、新聞の種類が多いことを差し引いても、1912年から1945年までの33年間の461件という数字は興味深い。

そして、同じ植民地統治でも、上掲文庫に収録されている経済関係のものと、「合議制三級制の國状に適せず、民度に応ぜざるは」（韓国関係、1910年）⁵⁴⁾、「時務の要は、即ち民度習俗に適応すべき特殊法規の制定に在り」（台湾関係、1912年）⁵⁵⁾のような包括的な用い方、及び『南洋年鑑』（1929年）に見られるような「民度別表」といって、読み書きの能力、すなわち教育レベルのみを「民度」と見なす使われ方もあって、やはりその意味は多様であった。

しかし、終戦後から昭和30年代までをピークに、「民度」は次第に露出度が減少していった。昭和22(1947)年6月23日から平成23(2011)年6月23日まで約66年間の国会会議録を調査したところ、1947年6月23日から1957年6月23日までの204件が最多で、1957年6月24日から1967年6月23日の10年間は110件、1967年6月24日から1977年6月23日までは50件と激減しているのが分かる。そして、1977年6月24日から1987年6月23日までは29件、1987年6月24日から1997年6月23日までは21件と減少する勢いが持続していたのが、1997年6月24日から2007年6月23日までの36件と、またやや上昇する傾向を見せている。この使用頻度の変化に関してはまだ今後の調査・考察が俟たれるところであるが、1970年代までは「文明・文化、経済・物質」という意味自体には変化は見られなかった⁵⁶⁾。

54) 「韓国任用の法官に望む」、渡辺輝之助『雨山遺稿』所収、法律新聞社刊行、1910.4. p.190。

55) 持地六三郎『台灣植民政策』1912、富山房、p.87。

56) 国会会議録の用例を掲載すると膨大な量になるので、ここでは省略することにするが、1973年11月3日『朝日新聞』の「いまの学校・続 生活」という欄で「民度」がタイトルとして載せられているが、内容を

ところが、そのような状態は80年代に入ってから徐々に変わり、「民度を高めることは経済的にも価値がある」(1982年)⁵⁷⁾「著作権など無体財産権に対する認識の度合いは、その国の文化レベルに比例すると言われる。言うなれば「民度」の問題である」⁵⁸⁾に見られるように、「民度」から漸次的に「経済」のイメージが薄れ、「文明、文化、教養」面が突出されるようになっていくのである⁵⁹⁾。一般市民によって編集されている「はてなキーワード」や“Wikipedia”において、「民度」はそれぞれ「ある国や社会の構成員（市民）の政治的・社会的・文化的意識の程度、すなわち市民社会の成熟度のこと。特に立憲民主主義の下での主権者としての自覚の程度をさす」及び「特定に地域に住む人々の知的水準、教育水準、文化水準、行動様式などの程度を指す」との解釈が施されていることもそのことを物語っているのであろう。

4 結び

本稿においては、明治期の「民度」の使用状況を述べつつ、その和製漢語としての生成過程を考察した。また、清末民初の中国における「国民程度」、「程度」についても言及し、日本の「民度」という発想の影響を受けた可能性を提示する一方、「経済、思想」の両方を表現できる日本語の「民度」と異なって、中国の「国民程度」や「程度」は政治的成熟度すなわち思想面に重きが置かれていることを明らかにした。さらに、「民度」生成から現在に至るまでの変化に注目し、80年代以降の日本における「民度」は「文明、文化面」に移行していることを述べた。

しかし、「民度」の出自への解明までには至っておらず、今後は津田真道や大隈重信といった明治時代の主要な思想家の著述を精査し、「民度」生成の思想的背景と言語的背景の両方より明晰にしていく必要がある。また「度」ないし「程度」という言葉が日中両語でどのように用いられて来たのかについても考察する必要があるが、これらについては稿を改めて論ずることとしたい。

読むと、生活水準の低下に伴った学校のマナーの悪化を教師が「民度が低くなった」と表現している。すなわち、「民度」に「生活と教養」の両方が含まれているとの理解と考えてよかろう。

57) 1982年3月25日『朝日新聞』所載「民度」(阿刀田高)。

58) 1987年10月19日『読売新聞』[社説]「著作権感覚を向上せよ】。

59) これは筆者がヨミダス文書館によって、1986年1月1日から2011年10月1日までの『読売新聞』にヒットした69件（ヒット数の81件から実際閲覧不能なものを差し引いた数字）の記事を調査した結果であるが、紙幅の関係で、用例は省略する。